

## 多摩市学校給食物資取扱要項事務要領

### (目的)

第1条 この事務要領は、多摩市学校給食物資取扱要項（以下「要項」という。）の運用にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (見積合せ日程表)

第2条 要項第3条第3項第2号に規定する見積合せ等日程予定表（以下「日程表」という。）は、教育委員会において毎年度決定し、要項第2条に規定する登録業者に配布する。

2 日程表の内容は、別表1のとおりとする。

### (証明書)

第3条 要項第4条第2項第3号に規定するメーカー発行の証明書（規格書）、規格記載事項証明書、容器等の分析証明書の有効期限等については、別表2のとおりとする。物資内容表については、納品業者の記名があること。配合表、栄養価、製造工程表の記載があること。

### (多摩市学校給食物資規格表)

第4条 要項第3条第1項に規定する多摩市学校給食物資規格表（以下「物資規格表」という。）は、別表3のとおりとする。

### (納入物資包装表示事項)

第5条 要項第5条第5号に規定する納入物資の包装表示事項については、別表4のとおりとする。

### (空びん、空容器等の回収期日)

第6条 要項第7条第4号に規定する回収期日については、別表5のとおりとする。

### (多摩市学校給食物資取扱委員会)

第7条 要項第9条に規定する多摩市学校給食物資取扱委員会（以下「委員会」という。）は、学校給食物資を安全で衛生的、かつ良質な物資を円滑適切に調達することに支障が生じた場合に開催する。

2 委員会は、口頭注意、顛末書等に基づき、入札停止に係る審議、決定を行う。

3 委員会の構成は、別表6のとおりとする。

4 委員会に関する事務は教育委員会教育部学校給食センターにおいて処理する。

### (罰則)

第8条 罰則は、口頭注意、顛末書、入札停止とする。

2 前項の規定に基づき処分した場合は、速やかに当該業者に通告するものとする。

3 前項の規定に基づく通告を受けた業者は、通告を受けた日から30日以内に異議申し立てすることができる。

4 教育委員会事務局は、異議申し立てがあった場合は、申し立てのあった日から30日以内に委員会に再度諮問し、審議するものとする。

- 5 なお、異議申し立てをした業者を委員会に招致し、弁明を聞くことができる。  
前項の規定により、決定された事項については、速やかに通告するものとし、再通告を受けた内容については、当該業者は、異議申し立てをすることができない。

(委 任)

第9条 本事務要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この事務要領は、平成 8年 4月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成11年 3月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成12年 8月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成13年 3月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成16年 3月1日から施行し、平成16年度分の契約から適用する。

附 則

この事務要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成20年3月1日から施行し、平成20年度分の契約から適用する。

附 則

この事務要領は、平成22年3月1日から施行し、平成22年度分の契約から適用する。

附 則

この事務要領は、平成23年1月25日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成30年4月1日から施行する。